

あがらの御坊みんなで応援商品券2026取扱店募集要領

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に鑑み、地域経済の消費活性化を促進するため、全市民に向けて商品券を配付します。

つきましては、次のとおり商品券の取扱店を募集します。

なお、取扱店の特典として商品券の換金に当たり券面額に10%を加算した額（特定事業者1者につき100万円を限度）でお支払いします。

また、取扱店登録事業者には取扱店登録感謝金として3千円をお支払いします。

1 商品券の概要

(1) 名 称	あがらの御坊みんなで応援商品券2026
(2) 実 施 主 体	御坊市
(3) 交 付 対 象 者	令和8年1月1日現在において御坊市の住民基本台帳に記録されている方
(4) 発 行 内 容	500円券×20枚綴り、1セット 1万円／人
(5) 発 行 総 額	約2億750万円（額面 1枚500円）
(6) 使 用 期 間	令和8年5月1日から令和8年7月31日まで
(7) 換 金 期 間	令和8年5月1日から令和8年8月31日まで
(8) 換金(振込日)	月2回
(9) 使用可能店舗	御坊市から、あがらの御坊みんなで応援商品券2026取扱店認定証（以下「取扱店認定証」という。）の交付を受けた店舗

2 取扱店の定義

取扱店とは、商品券を使用できる店舗のことで『あがらの御坊みんなで応援商品券2026交付事業実施要綱』第2条第2号に規定する特定事業者をいう。

3 取扱店の要件

市内に事業所、店舗等を有する者とし、複数の店舗等を持つ者は店舗ごとの登録とする。ただし、次に掲げる店舗は該当しないものとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に該当する店舗（次に掲げるものを除く。）

- ア 市内に本店のある事業所
 - イ 店舗内のテナント事業者のうち、単独で大規模小売店舗立地法第3条に規定する基準面積を超えないもの
- (2) 性風俗店
 - (3) パチンコ店、マージャン店及びこれらに準ずるもの
 - (4) 特定の宗教及び政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている店舗
 - (5) 「5 商品券の使用対象にならないもの」に掲げる取引のみを行う、又は商品のみを取り扱う事業者の店舗
 - (6) 役員等が暴力団、暴力団員及び暴力団員等並びにこれらの者と密接な関係を有する事業者の店舗
 - (7) その他市長がふさわしくないと認めるもの

4 商品券の取扱いにおける厳守事項

- (1) 一旦取扱店に登録されると、特段の事情がない限り、途中での脱退はできません。
- (2) セール等では使用できないなど、独自の使用制限をすることは禁止します。
- (3) 商品券は、物品販売又はサービスの提供などの取引において使用可能とします。
- (4) 商品券を消費に使用せず現金化することや、使用された商品券を再び使用することはできません。
- (5) 商品券の券面額に利用が満たない場合でも、釣り銭を出さないようにしてください。
- (6) 使用期間を過ぎた商品券は、使用できませんので受け取らないでください。
- (7) 令和6年度以前に実施した商品券交付事業の商品券は、使用・換金できませんので受け取らないでください。

5 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 現金（電子マネーを含む。）との換金
- (2) 家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入

- (4) 商品券、プリペイドカード、有価証券、ギフト券、ビール券、図書券、切手、印紙等の換金性の高いものの購入
- (5) 出資又は債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (6) 転売目的による商品等の購入
- (7) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (8) 性風俗店、パチンコ店、マージャン店の利用に関わる支払い
- (9) その他市長が定めるもの

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが利用者に明確に分かるよう、御坊市役所産業振興課が配付する取扱店認定証及びポスターを店頭・レジスター等に掲示してください。
- (2) 取引において利用者が持ち込む商品券を受け取る際に問題がないか確認してください。
商品券の見本を直ぐに確認できる場所に備え付け、明らかに色合いが違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに御坊市役所産業振興課まで報告してください。
- (3) 取引において商品券を受け取ったとき、他店での再利用を防止するため、裏面の所定欄に取扱店名を押印又は記入することとし、既に取扱店名の押印又は記入がある場合は、受取を拒否してください。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わないでください。各取扱店において使用期間中の商品の販売、サービスの提供に当たり、顧客から受け取った商品券のみ換金可能です。
- (5) 事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、毀損、換金期限切れ等による損失は、取扱店の責とします。
- (7) 商品券の使用に際して消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めてください。
- (8) 商品券の取扱いに関して、御坊市役所産業振興課からの改善要請等があった場合は、それに従ってください。

7 取扱店登録の申込方法

- (1) 申込方法

この募集要領に同意の上、「あがらの御坊みんなで応援商品券 2026 取扱店登録申請書兼誓約書・取扱店登録感謝金交付申請書兼請求書（以下「申請書」という。）を御坊市役所産業振興課まで直接持参いただくか、郵送にて提出願います。

- 申請書は、御坊市役所産業振興課において配布しています。
- 御坊市のホームページからも申請書をダウンロードできます。
(ホームページアドレス)

<https://www.city.gobo.lg.jp/sosiki/sangyokensetu/syoko/dl/agara2026.html>



- 申請書の提出
 - ▶直接持参による場合

御坊市役所 3階 産業振興課

▶郵送による場合
〒644-8686 和歌山県御坊市菌 350 番地 2
御坊市役所 産業振興課 宛

(2) 受付期間

- 令和8年1月19日(月)から令和8年2月6日(金)まで
- ※ 土・日曜日は除く。
 - ※ 郵送による場合、御坊市役所産業振興課に2月6日(金)必着となりますのでご注意ください。

※ 上記期間中に受け付けた店舗は、市民向けに商品券を発送する際の「取扱店一覧表」に掲載されます。

上記期間を過ぎても可能な限り登録申請を受け付けますが、取扱店一覧表には掲載できませんので、ご了承願います。

(3) 申請後について

御坊市役所産業振興課にて申請内容を審査した上で取扱店に登録することとし、取扱店には「取扱店認定証」を交付します。

なお、取扱店として登録できない場合は、その旨を御坊市役所産業振興課から通知します。

(4) 取扱店登録感謝金

取扱店登録事業者には、取扱店登録感謝金（登録店舗 1 店につき 3 千円）を給付します。

(5) 取扱店向け説明会

取扱店向け説明会は開催いたしません。

なお、取扱店登録事業者には、後日「商品券取扱店マニュアル、ポスター、換金請求書等の配布物」を配布します。

(6) その他

申請書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査及び関係資料の提出を求める場合があります。

8 換金について

(1) 換金請求にかかる受付期間

令和 8 年 5 月 1 日（金）～令和 8 年 8 月 31 日（月）

※ 最終期限（令和 8 年 8 月 31 日）の翌日以降に請求される商品券について、換金には応じられませんのでご留意願います。

(2) 換金方法及び振込日など

◆ 取扱店は、商品券の換金に際して、換金請求書とともに請求内容に合致する枚数の使用済みの商品券（裏面に取扱店名の押印又は記入したもの）及び取扱店認定証の写しを添えて御坊市役所産業振興課宛に提出してください。

御坊市役所産業振興課は、請求内容に不備がないことを確認した後、商品券の券面額に 10 % 分を上乗せした金額を取扱店の指定口座に振込みます。

※ 10 % 分の上乗せについては、特定事業者 1 者につき 100 万円を限度とします。

- ◆ 換金手数料は、無料です。
- ◆ 請求〆日から約 15 日後の振込日（月 2 回）に、取扱店が指定する口座に、御坊市から振込みを行います。
- ◆ 請求期間と振込日は、次ページのとおりです。
各請求期間における請求書の提出は 1 回までとします。

	請求期間	振込日
第1回	5月 1日(金)～5月 15日(金)	6月 1日(月)
第2回	5月 18日(月)～5月 29日(金)	6月 15日(月)
第3回	6月 1日(月)～6月 15日(月)	6月 30日(火)
第4回	6月 16日(火)～6月 30日(火)	7月 15日(水)
第5回	7月 1日(水)～7月 15日(水)	7月 31日(金)
第6回	7月 16日(木)～7月 31日(金)	8月 17日(月)
第7回	8月 3日(月)～8月 14日(金)	8月 31日(月)
第8回	8月 17日(月)～8月 31日(月)	9月 15日(火)

9 取扱店の取消等

「あがらの御坊みんなで応援商品券2026交付事業実施要綱」及び「あがらの御坊みんなで応援商品券2026取扱店募集要領」に違反する行為が認められた場合は、換金を停止するとともに取扱店の認定を取り消します。なお、当該取扱店の商品券を使用した取引に係る全額を当該取扱店が負担するものとします。また、その他損害が発生した際には、その損害も負担していただきます。

【問い合わせ先】

〒644-8686 和歌山県御坊市菌350番地2

御坊市役所 3階 産業振興課

電話 0738-23-5510